

添付書類-1 一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類

## 目 次

1 一般水底土砂が発生する事業の概要及び必要性 .....	1
1.1 しゅんせつ事業の概要 .....	1
1.2 しゅんせつ事業の必要性 .....	2
2 海洋投入処分量の削減に関する取組 .....	3
2.1 しゅんせつ土量の削減に関する取組 .....	3
2.2 しゅんせつ土砂の有効利用量 .....	5
2.3 海洋投入処分以外の方法による処分量 .....	6
2.4 最終的な海洋投入処分量 .....	7

# 1 一般水底土砂が発生する事業の概要及び必要性

## 1.1 しゅんせつ事業の概要

### (1) しゅんせつ事業

飯岡漁港は、旭市南東側にあたる屏風ヶ浦と九十九里海岸の境目に位置し、好漁場である九十九里沖を目前に控え、沖合、沿岸漁業基地として、利用漁船が安全・円滑に出入港できる航路及び泊地の水深確保が重要な課題となっている。

漁港漁場整備法により、共同漁業権内における漁港と漁場の一体的かつ効率的に整備することを基本方針とし、整備計画を継続してきた。平成 14 年～23 年にかけては、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、第 1 種漁港等の漁港施設の整備及び共同漁業権の区域内等地先における漁場施設の準備を重点に事業を実施している。

平成 24 年からは、水産物供給基盤機能保全事業により、沿岸漂砂の影響による航路・泊地の埋没を防ぐため、維持浚渫を行い水深を確保している。本事業計画におけるしゅんせつ事業については、砂浜海岸に建設された漁港の宿命である海からの漂砂による港内埋没に悩まされていることから、この土砂を排除することを主眼とした水深維持のためのしゅんせつである。その内容は以下の通りである。

#### ・水産物供給基盤機能保全事業（水産庁(国)補助事業）

漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画を策定し、当該計画に基づき堆砂が激しい部分から順次補修・維持しゅんせつを行う。

#### ・特定漁港浚渫事業（県単独事業）

本事業によるしゅんせつは、九十九里浜の沿岸漂砂や、台風や津波等によって現状以上に航路及び泊地に堆積した土砂を急遽、しゅんせつする必要が生じた際に行うもので、水産物供給基盤機能保全事業において実施するしゅんせつとは異なるものである。

### (2) しゅんせつ範囲

今回申請するしゅんせつ範囲は、千葉県旭市の飯岡漁港のうち、図 1 に示す-4.5m航路、-4.0m航路、-4.0m第 3 泊地、-2.5m第 2 泊地、-2.5m航路としている。

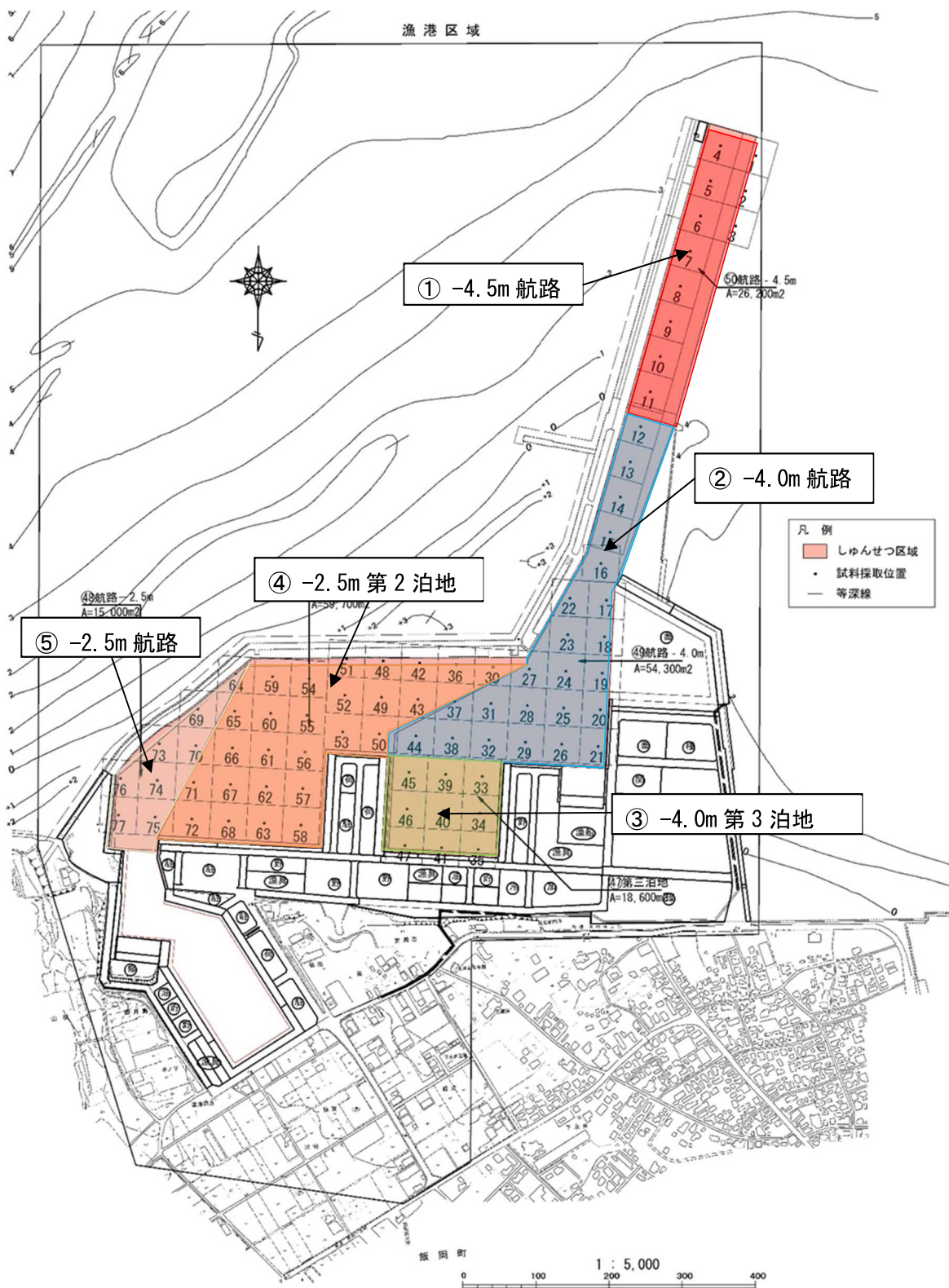


図 1 飯岡漁港のしゅんせつ範囲

## 1.2 しゅんせつ事業の必要性

飯岡漁港は、砂浜海岸に建設された漁港の宿命である海からの漂砂により、恒常的な土砂堆積が発生し、港内埋没に悩まされている。

また、漂砂が漁港内に流入することを根絶することは困難であり、恒常的な土砂堆積に対し水深維持のため、継続的なしゅんせつを行っていく必要がある。

## 2 海洋投入処分量の削減に関する取組

### 2.1 しゅんせつ土量の削減に関する取組

#### (1) 深浅測量の実施

定期的を実施している深浅測量成果と、地元漁業協同組合からの聞き取りにより現況を把握し協議を行い、漁業活動に効果的かつ必要最小限のしゅんせつ工事を計画、実施している。

表 1 深浅測量の実績

年月日	委託業務名	委託業者名
平成 30 年 12 月 21 日 ～平成 31 年 3 月 25 日	飯岡漁港水産物供給基盤機能保全委託 (深浅測量)	有限会社 朝日建設コンサルタント
令和 2 年 6 月 6 日～ 令和 2 年 9 月 3 日	令和 2 年度 飯岡漁港水産物供給基盤機能保全及び特定漁港浚渫合併委託 (深浅測量)	有限会社 朝日建設コンサルタント

#### (2) 必要水深

計画水深は、特定漁港整備事業に基づき図 1 のとおり定められている。

#### (3) 必要しゅんせつ土量

令和 2 年度に実施された深浅測量 (図 2) による平均水深及びしゅんせつ範囲より、計画水深を超えた土砂堆積の土量を概算した。算出結果は表 2 のとおり、総量で 115,285m<sup>3</sup> である。

本事業での年間排出量は、115,285m<sup>3</sup> ÷ 5 年間 = 23,057m<sup>3</sup> となる。

表 2 必要しゅんせつ土量の推計結果

	平均水深 (m)	計画水深 (m)	余掘り (m)	しゅんせつ 厚 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	しゅんせつ 土量 (m <sup>3</sup> )
-4.5m 航路	4.00	4.50	0.50	1.00	26,200	26,200
-4.0m 航路	3.72	4.00	0.50	0.78	54,300	42,354
-4.0m 第3泊地	3.57	4.00	0.50	0.93	18,600	17,298
-2.5m 第2泊地	2.61	2.50	0.50	0.39	59,700	23,283
-2.5m 航路	2.59	2.50	0.50	0.41	15,000	6,150
しゅんせつ土量合計 (m <sup>3</sup> )						115,285

※しゅんせつ土厚 = 計画水深 + 余掘 (0.5m) - 平均水深

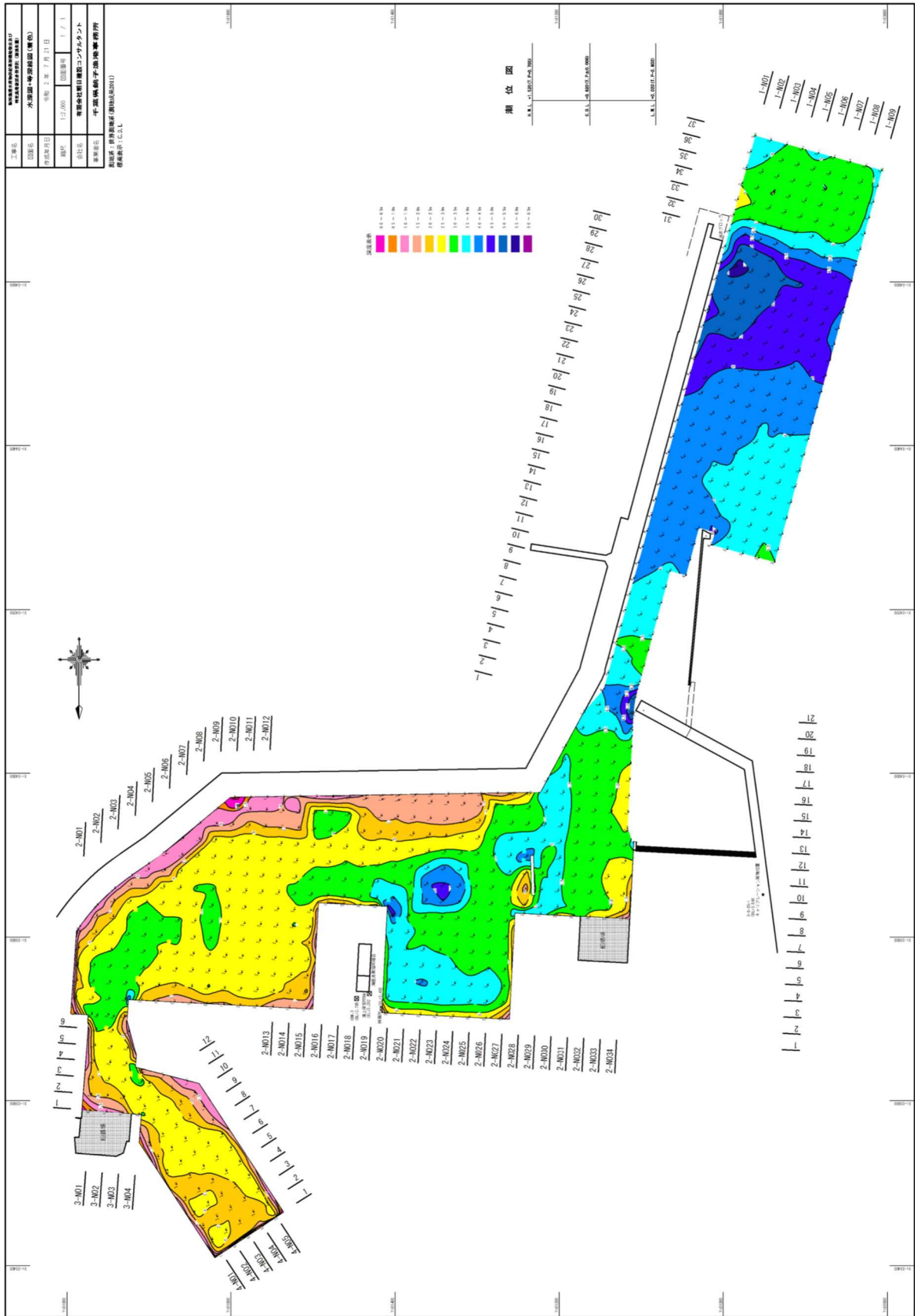


図 2 令和 2 年度深淺測量実施状況

## 2.2 しゅんせつ土砂の有効利用量

### (1) 過去の有効利用実績

しゅんせつ工事等により発生する水底土砂については、(財)日本建設情報総合センターが運営する建設発生土情報交換システムに情報提供し、近隣市町村等公共団体が実施する公共工事への積極的な工事間利用の促進を図っている。平成22年度～平成26年度の5年間の実績としては、合計でしゅんせつ土量は119,779 m<sup>3</sup>、うち有効利用量35,560m<sup>3</sup>で、海洋投入処分土量は84,219 m<sup>3</sup>であり、その有効利用率は29.7%であった。(表3参照)

表3 飯岡漁港でのしゅんせつ土砂の有効利用及び海洋投入実績

年度	実 施			
	しゅんせつ土量 (m <sup>3</sup> )			
	発生土量	海洋投入処分量	有効利用土量	有効利用率
	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> )	(%)
平成22年度 (H22.2～H23.2)	17,295	15,908	1,387	8.0
平成23年度 (H23.2～H24.2)	87,021	55,956	31,065	35.7
平成24年度 (H24.2～H25.2)	13,536	12,355	1,181	8.7
平成25年度 (H25.2～H26.2)	973		973	100
平成26年度 (H26.2～H27.2)	954		954	100
合計	119,779	84,219	35,560	29.7

### (2) しゅんせつ土砂の有効利用の計画

- ① 飯岡漁港では、用地の埋立も終了(平成6年度終了)しており、防波堤・護岸にも利用予定がない。
- ② 千葉県一宮海岸の養浜は、現在試験養浜であり、千葉県長生土木事務所による南九十九里浜養浜計画に則り14,000m<sup>3</sup>までの養浜可能条件の内、近傍の片貝漁港しゅんせつ土砂から年間10,000m<sup>3</sup>を有効利用している。一宮海岸において養浜可能な受入量がある場合は、片貝漁港内から発生する土量を限界まで有効利用する予定であり、飯岡漁港のしゅんせつ土砂については見込まれていない。
- ③ 利根川河川堤防事業では、利根川のしゅんせつ土を有効利用し使用するため受け入れ不可である。
- ④ 南九十九里海岸で養浜計画があるが、汀線の後退が顕著になった場合の対策として位置付けているため、実施できない状況である。

上記のように、有効利用可能な箇所については十分な検討を行った上、再利用を進めているところであるが、千葉県が定める「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、県内の出先機関及びその他自治体も含め50km圏内に受け入れ可能な箇所がないか、建設発生土情

報交換システムの活用や近隣自治体等に電話聞き取りで随時調査を実施しており、現状、飯岡漁港で発生するしゅんせつ土砂の土質条件では受け入れられる箇所が該当しないことが判明している。

なお、引き続き有効利用先の情報を収集し、当該しゅんせつ土砂の受け入れが可能となった場合は、有効利用することにより海洋投入処分量の削減に努める。

表 4 当該地域周辺におけるしゅんせつ土砂の有効利用先と有効利用の方法

有効利用先	有効利用の方法	確認時期	確認結果	実現性
①一宮養浜計画	養浜	R4.1	<千葉県河川整備課> ・他事業のしゅんせつ土砂を利用するため受け入れ不可。	×
②利根川河川堤防事業	中詰材	R1.12	<国土交通省利根川下流河川事務所> ・利根川のしゅんせつ土を有効利用し使用するため受け入れ不可。	×
③南九十九里地区養浜	養浜	R4.1	<山武土木事務所> ・汀線の後退が顕著になった場合の対策として位置付けているため、受け入れ不可。	×

### 2.3 海洋投入処分以外の方法による処分量

一般推定土砂の海洋投入処分以外の廃棄物としての処分の方法としては、廃棄物の陸上処分及び海面処分が考えられる。

そこで、50km圏内の残土処分可能な処分場にも聞き取りした結果を表5に示す。

また、最終処分に関して発生土流用の条件と同じ50km圏内の最終処分場保有企業に電話での聞き取りを行ったところ、しゅんせつ土砂の受け入れは困難との回答を得た(表6)。

表 5 しゅんせつ土砂の最終処分場に関する聞き取り実績(1)

聞き取り調査先	確認時期	確認結果
千葉県環境生活部廃棄物指導課	R3.5	受け入れ可能な処分場なし
茨城県県民生活環境部廃棄物対策課	R3.5	受け入れ可能な処分場なし

表 6 しゅんせつ土砂の最終処分場に関する聞き取り実績(2)

企業名	住所(処分場)	確認日	回答
千葉産業クリーン(株)	千葉県銚子市	R3.5	処分場の残余がなく、受け入れは行っていない。



## 2.4 最終的な海洋投入処分量

以上から、必要しゅんせつ土砂量 115,285m<sup>3</sup>のしゅんせつ土砂を想定すると、今後5年間に計画している廃棄物(しゅんせつ土砂) 115,285m<sup>3</sup>は海洋投入処分を実施せざるを得ない。なお有効利用率は0.0%である。

以上から、海洋投入処分せざるを得ない処分量を表7に示す。

表7 海洋投入処分せざるを得ない処分量

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	合計
しゅんせつ計画土量 (m <sup>3</sup> )	23,057	23,057	23,057	23,057	23,057	115,285
有効利用土量 (m <sup>3</sup> )	0	0	0	0	0	0
有効利用割合 (%)	0	0	0	0	0	0
海洋投入以外の方法の 処分量 (m <sup>3</sup> )	0	0	0	0	0	0
海洋投入以外の処分の 割合 (%)	0	0	0	0	0	0
海洋投入処分土量 (m <sup>3</sup> )	23,057	23,057	23,057	23,057	23,057	115,285
海洋投入処分の割合 (%)	100	100	100	100	100	100